

第3次
鳥栖市男女共同参画行動計画
【案】

概要版

令和 年 月
鳥 栖 市

多様性の尊重とSDGsの視点

本市が目指す、男女共同参画社会の実現とは、性別や世代などの違いを認め合い、国籍や価値観、生き方も「多様」であることが尊重され、「違い」に価値を見出すことができる「ダイバーシティ」が実現した社会です。

単身世帯や共働き世帯の増加、生涯未婚率の増加など、世帯の形態や家族のあり方に対する価値観は時代とともに変化し、それに伴うライフスタイルの多様化は、本市においても顕著となっています。また、性的少数者の人権に配慮した施策を望む声も高まりを見せています。

これまで進めてきた固定的な性別役割分担意識の解消や、性別にかかわらず多様な生き方を選択できる環境づくりの重要性は今も変わりませんが、本計画ではそれにとどまらず、社会のあらゆる場面において多様性が尊重される社会を目指す必要があります。

そして、これは、現在国際社会が一致して取組を進めている「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な世界をつくることにもつながります。男女共同参画社会の実現は、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」と合致しているだけでなく、教育(目標4)や就業機会(目標8)、まちづくり(目標11)など、他のすべての目標の達成に関わる非常に重要な事項であるとの認識の下、計画の策定と実施に取り組む必要があります。



計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するため、平成25年3月に「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画」を策定しました。

平成29年3月には、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画」の中間見直しを実施し、令和4年度を目標年度とする「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画(後期計画)」を策定しました。

現計画の期間が令和4年度で終了するため、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するため、「第3次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画」(以下、本計画という)を策定します。

本計画の策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「第7次鳥栖市総合計画」(令和3年3月)をはじめとする市の各種計画との整合性を図ります。

計画の期間

令和5年度から令和14年度までの10か年計画とします。ただし、計画期間中に生じる社会経済状況の変化や各施策の進捗状況に対応するため、計画期間5年目に中間見直しを行うこととします。

計画の体系

基本目標1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成

主要施策

- 1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進
- 2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

基本目標2 男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現

主要施策

- 1 安心・安全な暮らしの推進
- 2 生涯を通じた健康づくりの推進と生活に不安を抱えた人への支援
- 3 配偶者やパートナー間におけるあらゆる暴力の根絶

基本目標3 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり

主要施策

- 1 あらゆる分野での男女共同参画の推進
- 2 男女が働きやすい労働環境の整備

基本目標1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成

性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現するため、男女共同参画や多様な性についての理解を育むための教育・学習の機会を提供し、啓発に努めます。

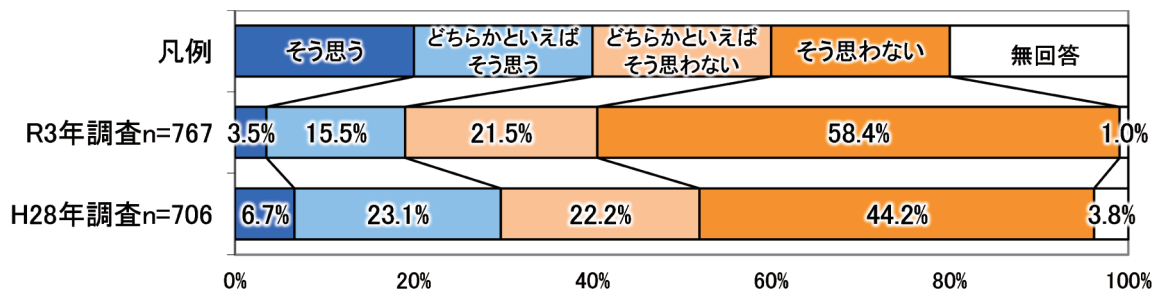
[主要施策1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進]

- 1 男女共同参画を学ぶ教育機会の充実
- 2 学習機会への参加を促進する環境づくり

[主要施策2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実]

- 3 男女共同参画に関する情報等の収集及び提供
- 4 あらゆる活動に対する男女共同参画の推進

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について(H28年調査との比較)



【成果指標と数値目標】

成果指標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合	15.1%	20%	30%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	79.9%	85%	90%
地域、社会活動等、何も参加していない人の割合	47.8%	45%	40%
「LGBTs(性的少数者)」の用語を知っている人の割合	74.0%	80%	90%
数値目標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
男女共同参画に関する講座等の参加者数	1,887人	3,000人	3,200人
男女共同参画に関する講座数	28講座	40講座	60講座
女性人材リストの登録者数	33人	38人	45人

基本目標2 男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現

防災・減災対策、避難所運営などの被災者支援、災害復興等の場面において、意思決定の場や現場への女性の参画を推進します。

妊娠期(胎児期)から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりの推進や性の理解と尊重についての教育等を推進します。

配偶者やパートナー間のあらゆる暴力(DV)を根絶するため、DVは犯罪かつ重大な人権侵害行為であるということを啓発し、DVやハラスメント等の防止のための啓発に努めるとともに、相談体制の強化や庁内の連携体制を強化し、DV被害者の自立を支援します。

[主要施策1 安心・安全な暮らしの推進]

5 防災分野における男女共同参画の推進

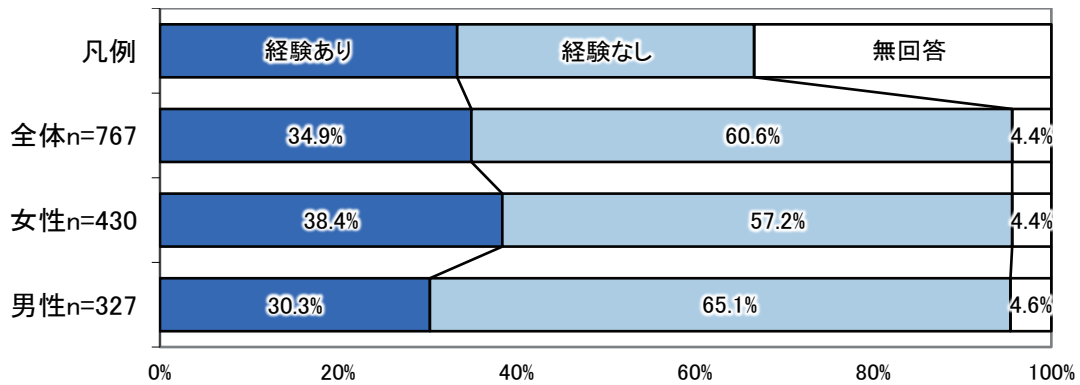
[主要施策2 生涯を通じた健康づくりの推進と生活に不安を抱えた人への支援]

- 6 子育てに関するライフステージに応じた支援
- 7 生活に不安を抱えた様々な人の自立と社会参加への支援
- 8 多様性を尊重する環境の整備
- 9 生涯を通じた心身の健康支援

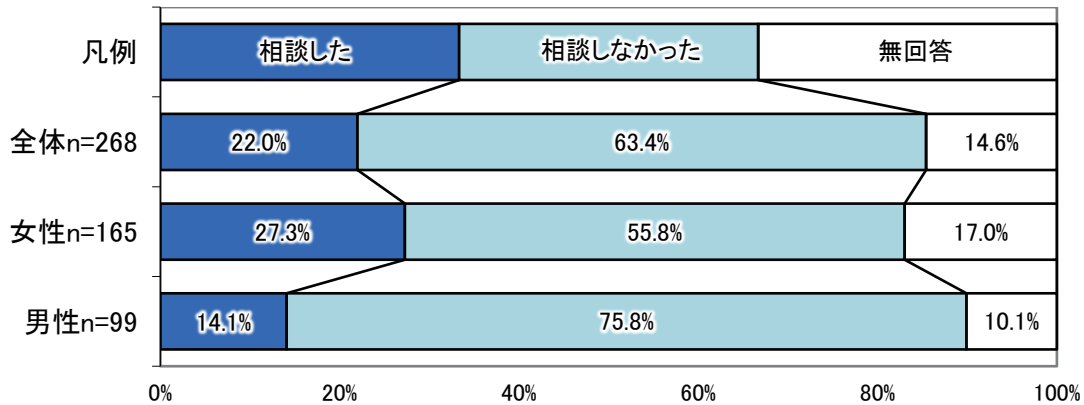
[主要施策3 配偶者やパートナー間におけるあらゆる暴力の根絶]

- 10 DVやセクハラ等の防止に向けた意識啓発
- 11 相談体制の充実
- 12 DV被害者の自立に向けた支援の充実
- 13 早期発見と防止対策につながる体制整備
- 14 関係機関との連携の推進

DV経験の有無



DV被害についての相談



【成果指標と数値目標】

成果指標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
放課後児童クラブ待機児童数	38人	0人	0人
DVの被害経験のある人のうち、相談しなかった人の割合	63.4%	60%	50%
数値目標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
介護予防サポーター養成人数	57人	82人	107人
3歳児健康診査受診率	97.3%	98.5%	98.5%
通いの場	35ヶ所	55ヶ所	75ヶ所
ひとり親向け特定目的住宅	17戸	20戸	20戸
放課後子ども教室参加人数	6,580人	10,010人	10,400人
ファミリー・サポート・センター登録者数	1,342人	1,700人	1,900人
地域子育て支援拠点年間利用者数	27,394人	36,000人	36,000人
DV等防止に関する広報啓発の実施回数	6回	14回	14回

基本目標3 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり

政治の場や働く場など、あらゆる分野で誰もが性別を意識することなく活躍できる社会の実現を目指して、取り組みを推進していきます。また、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、経営層の意識改革や長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取り組みを推進します。

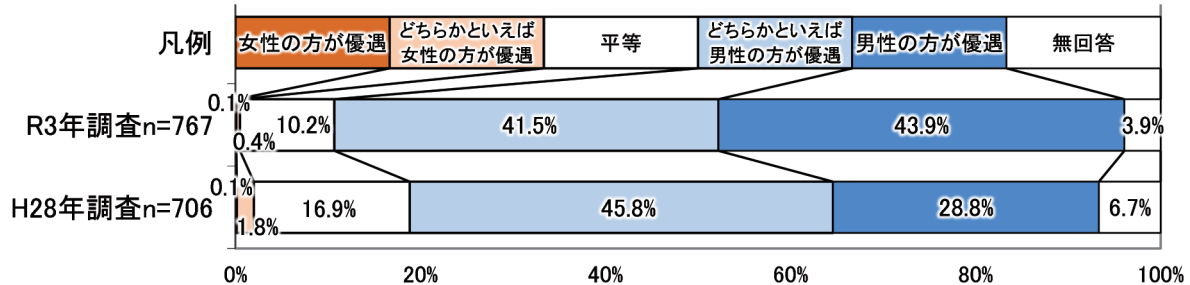
[主要施策1 あらゆる分野での男女共同参画の推進]

- 15 市の審議会等への女性の参画促進
- 16 行政分野における政策・方針決定過程での女性の参画促進
- 17 就業の場における男女共同参画の推進

[主要施策2 男女が働きやすい労働環境の整備]

- 18 仕事と家庭の両立支援の充実
- 19 男性の家事・育児への参加促進

「政治の場」において男女の地位は平等になっていると思うか(前回調査との比較)



【成果指標と数値目標】

成果指標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
職場において男女の地位が平等になっていると感じている人の割合	22.8%	30%	40%
家庭において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	32.2%	35%	40%
数値目標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
女性委員のいない市の審議会等の数	5	3	0
市の審議会等の女性委員の割合*	40%	40%	40%

*市の審議会等の女性委員の割合は40%を維持しつつ、各審議会で40%に到達していない審議会での女性委員の参画促進に取り組み、最終的に女性委員のいない市の審議会数を令和14年度までに0にすることを目指します。

計画の実施体制の整備

[計画推進体制の充実]

本計画で実施する施策は、保健や福祉、教育、まちづくり等広範囲にわたるため、計画の推進にあたっては、全庁をあげて総合的に取り組むことが重要です。

そのため、関係各課が連携しながら男女共同参画施策を展開できるように、庁内推進体制等の充実を図ります。

①男女共同参画行政推進会議の充実

男女共同参画社会づくりに関する諸施策を総合的、効果的に推進するため、庁内組織である「男女共同参画行政推進会議」を開催し、計画に基づいた事業の進捗状況の把握を行う等、計画の総合的な推進を図ります。

②男女共同参画懇話会との連携

男女共同参画社会の実現に向け、市民の代表等で組織する「男女共同参画懇話会」における意見等を活かし、計画の推進を図ります。

また、市が行う事業について、評価や提言を行ってもらい、事業の改善につなげます。

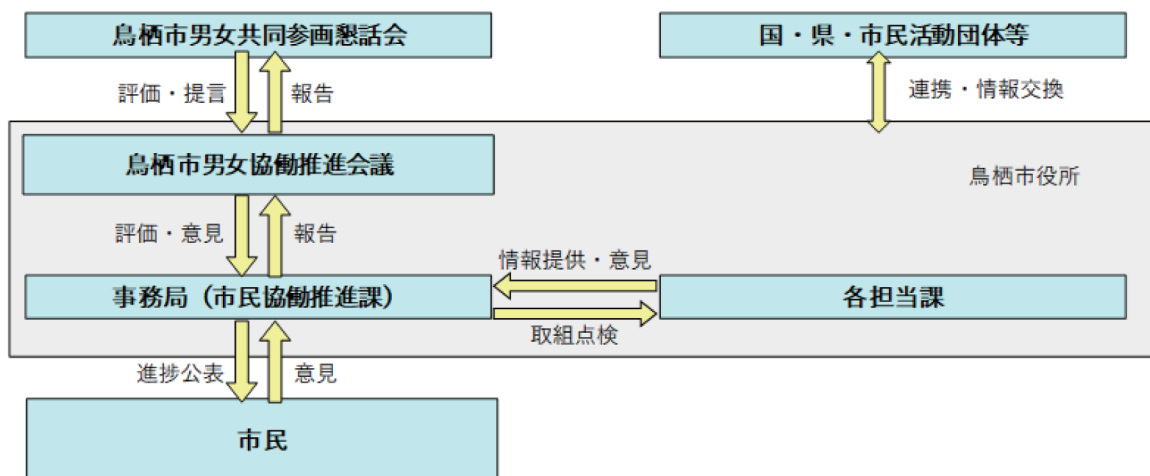
③国・県や市民活動団体等との連携と協力

国や県、市民活動団体等と連携し、男女共同参画が広まるように連携会議に出席し、啓発事業を協力して実施します。

[計画の進行管理]

①計画の進捗管理

行動計画を推進するための実施計画を策定し、計画の進捗状況を管理します。本計画の進行管理は、以下のような体制で進めます。



②市民の男女共同参画に関する意識調査の実施

市民の男女共同参画に関する意識調査を行い、行動計画や施策の基礎資料にします。

第3次鳥栖市男女共同参画行動計画(概要版)【案】

令和 年 月

【発行】鳥栖市 市民環境部 市民協働推進課 男女参画国際交流係
〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地 TEL:0942-85-3508